

薬 第 1146－3 号  
令和 6 年 11 月 6 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 6 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) N, N-ジエチル-2- {2- [ (4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 F l u n i t a z e n e、 F l u o n i t a z e n e

- (2) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類  
【通称名】 Metodesnitazene、Metazene
- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類  
【通称名】 MD-PiHP、MD-PHiP
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブromo-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類  
【通称名】 ADB-5' Br-PINACA
- (5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

令和6年11月7日

大阪府健康医療部  
生活衛生室薬務課  
麻薬毒劇物グループ  
TEL: 06-6941-9078 (直通)  
FAX: 06-6944-6701